

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第1のAの6の(1)の表のグルホシネートの項中 「セロリ」 0.2
ppm 「」を 「セロリ」 0.2ppm 「」に 「ほうれんそ
みつば」 0.2ppm
う 「」を 「ほうれんそう
0.1ppm 「」を 「たけのこ」
「0.1ppm 「」に 「その他のベリー類果実」 0.1ppm 「」を 「その
0.2ppm
他のベリー類果実」 0.5ppm 「」に 「茶」
「0.3ppm 「」を 「茶」 0.3ppm
ホップ」 0.2ppm 「」に
改める。